

(お 知 ら せ)

平成30年11月26日

中国電力株式会社

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」による買取期間終了後の 再生可能エネルギー電気の買取りについて

当社は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(以下、「FIT制度」という。)に基づき、再生可能エネルギーで発電された電気(以下、「再エネ電気」という。)の買取りを行っていますが、2019年11月以降、FIT制度に基づく買取期間が順次終了します。

買取期間が終了したお客さまは、蓄電池の設置や電気自動車の活用等により自家消費することや、自ら選択した事業者から再エネ電気を販売することができるようになります。

そうした中、当社としても、FIT制度に基づく買取期間が終了した再エネ電気について、以下のとおり買取りを行うこととしますので、お知らせします。

1. 買取期間終了後の再エネ電気の買取りについて

- ・ 当社は、FIT制度に基づく買取期間が終了した再エネ電気について、買取りを行います。
- ・ その際の具体的な購入単価等のご契約条件、ご契約に関するお手続き等については、2019年4月を目途に、改めてお知らせします。

2. その他

- ・ お客さまのFIT制度に基づく買取期間の終了時期は、終了の半年前を目途に、郵送により個別にご案内します。
- ・ 当社は、再生可能エネルギーの活用に向けて、再エネ電気の買取りに関連する新たなサービスについても検討を進めています。本件については、詳細が決まり次第改めてお知らせします。

<参考> FIT制度について

- ・ FIT制度は、太陽光、風力、水力、バイオマス発電等による再エネ電気を国が定めた買取単価・期間で電気事業者が買取ることを義務付け、その買取りに要した費用を、電気を使用する全ての方々に負担する制度。

(添付資料)

参考：ご家庭で設置された太陽光発電の固定価格による買取期間について

以 上

ご家庭で設置された太陽光発電の固定価格による買取期間について

- 2009年11月に開始された「太陽光発電の余剰買取制度^{※1}」（以下、「余剰買取制度」という。）および2012年7月に開始されたFIT制度において、ご家庭で太陽光発電設備を設置されているお客さま（以下、「太陽光設置のお客さま」という。）の固定価格による買取期間は、多くの場合、お客さまの売電開始から10年間^{※2}とされています。

※1 太陽光発電からの余剰電力（使い切れずに余った電気）を国が定めた買取単価・期間で電気事業者が買取することを義務付け、その買取りに要した費用を、電気を使用する全ての方々に負担する制度。余剰買取制度での契約は、設備容量に変更がある場合等を除き、買取単価・期間は変わらず、2012年7月にFIT制度での契約に自動移行している。

※2 太陽光発電設備の容量が10kW以上で、FIT制度に基づき売電を開始された場合は売電開始から20年間。

- 太陽光設置のお客さまのうち、「余剰買取制度に基づく売電を2009年11月に開始したお客さま^{※3}」の買取期間が、2019年11月に最も早く終了します。

以降、売電開始から10年間が到達する太陽光設置のお客さまから順に、買取期間が終了します。

※3 余剰買取制度が開始される前（2009年10月以前）から売電していた太陽光設置のお客さまを含む。

【買取期間終了のイメージ】

